

**平成28年台風第10号による大雨被害に対する
災害義援金について(4月1日現在)
ー岩手県宮古市および久慈市における義援金の取扱期間延長ー**

平成28年8月30日に発生した台風第10号による大雨により、岩手県宮古市および岩手県久慈市において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先および取扱期間

(1) 岩手県

①宮古市 平成28年9月12日(月)～平成30年3月30日(金)
②久慈市 平成28年9月13日(火)～平成30年3月30日(金)

2. 振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。また、振込依頼書には送付先を「〇〇県〇〇市(町または村)(災害義援金)」とご記入ください。

寄付先	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号	口座名義人
① 岩手県宮古市	宮古信用金庫 本店	1	普通	0349298	宮古市災害義援金口 宮古市会計管理者 田崎 義孝
② 岩手県久慈市	盛岡信用金庫 久慈支店	30	普通	0234511	久慈市台風災害義援金 久慈市長 遠藤 謙一

3. 振込手数料

無料(窓口の場合)

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

地方公共団体が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。
お申し出のありました方には、地方公共団体から後日、直接受領証が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以 上